



全建総連発第 56-7 号

2015 年 11 月 6 日

各県連・組合殿

全国建設労働組合総連合
中央執行委員長 三浦一男
社会保障対策部長 松尾慎一郎
賃金対策部長 松岡守雄
組織部長 奈良統一

1. 国交省による「指導書」誤発送について

国土交通省は、2016 年 1 月以降に建設業許可の更新期限を迎える社会保険未加入業者に対し、更新申請のタイミングを待たずに加入を促すことを目的に 11 月 2 日、全国約 5 万 1400 社の社会保険未加入業者に対し、国交相名の「指導書」を送付しました。

県連・組合におかれましても、組合員への周知と相談への対応に取り組まれていることと存じますが、昨日来、3 保険に加入している、若しくは雇用保険の適用除外である事業所に「指導書」が送付されているとのご報告を頂いております。

一部業界紙でも「社会保険未加入の許可業者に送付したつもりの指導書が、加入業者に誤って送付されていた」と報じられており、事実関係と今後の対応について国交省建設業課に確認しました。

- 社会保険と建設業許可の両担当部局のデータ照合の際、誤ってチェックされた事例があったが、現時点では原因や詳細が把握できていない
- 営業所で建設業許可を取得し、本店で保険加入している場合も両データが一致せず送付対象となっていた
- 雇用保険未加入の指導は、雇用人数が把握できていないなかで、加入促進の観点から雇用保険の設置届の無いすべての事業所を対象とした

また、健保適用除外事業所に通知がされていた事例については、厚労省が把握している厚生年金保険加入の有無で判断しており、厚生年金に加入していれば健康保険に加入若しくは適用除外を受けて建設国保等に加入しているとの判断から、本来「指導書」の対象となっていないため、別の原因による誤送付との説明を受けました。

組合員にとって適切な保険に加入しているにもかかわらず、行政処分を前提とした「個別指導書」が送付されたことに不安も広がっており、今後の対応として「理由書」提出や「指導書」の取り消し、文書の発送などを要請しました。

国交省は、この「指導書」により直ちに行政処分ではなく、許可更新時など行政窓口での 2 回目以降の「指導」対応の際に、加入状況の確認を正しく行うことで対応したいとの回答で、何らかの文書については検討したいとのことでした。全建総連として引き続き、国交省建設業課に対応を求めていきます。

保険加入指導書 一部に誤送付

国土交通省が、2日付で1
頁送付した社会保険加入「指
導書」を受け取った建設会社
の中に、既に加入済みの企業
が相当数含まれていることが
分かった。未加入業者を洗い
出す建設業許可部局と社会保
険担当部局のデータ突合過程
で、加入者とみなす条件を厳
しくしたことが原因とみ
られる。

国交省では既加入者に対
し、「不備状を思いまきまて
しまい誠に申し訳ない。指導
書の破棄をお願いします」と
コメント。加入者リストに明
記するため、「お手数を追加
しますが、できれば商号と許
可番号をお伝えいただけま
い」としている。

指導書は、2016年1月
以降に建設業許可の更新期限
を迎える3保険（健康、厚生
年金、雇用）の加入未確認業
者約5・1万社に送付した。
5日までに「既に入社してい
る」などのクレームが千件単
位で寄せられたという。

建設業の社会保険未加入対
策が急務であることを踏ま
え、加入未確認業者の特定を
広めに行ってしまったことな
どが原因の模様。データ突合
作業では、国交省の許可業者
リストと厚生労働省の加入者
リストを照らし合わせた。

当初、国交省からデータを受け取った厚労省は、5項目
中3項目が合致すれば加入者
とみなす予定だったが、商号
・代表者が一致する場合でも
複数の事業者がヒットするケ
ースなどもあったため、合致
項目を4に増やしたという。

考えられる行き違いとし
て、例えば、代表者が交代し
ていた場合、5項目中の「代
表者氏名（漢字）」「同（カ
ナ）」の2項目が一致せず、
すべて加入未確認業者とみな
される。建設業許可の本社と
社会保険の登録事業所が、会
社と代表者の自宅になってい
るなど、所在地が異なるケース
なども想定される。

問い合わせは、国交省土地

- ・建設業許可建設業許可課
- ・電話03-52253-8111
- 1まで。

1000社超に誤送付 社保加入指導書

国交省 破棄を依頼

国土交通省は二日、16

年一月以降に建設業許可の更新期限を迎える社保保険未加入業者約一万400社に二日付で送付した加入を促す大臣名の行政指導書について、送付先に多数の加入済み業者が含まれていたとして、加入業者に指導書の破棄を依頼した。

指導書の送付先を総務省が確認したところ、7月8月に行われた未加入業者の確認で、同省の大臣許可・都道府県知事許可業者一々と厚生労働省の社保加入状況一々を照らし合わせた際に行き違いが生じたのが原因で、多数の加入済み業者が送付先に含まれてしまったという。

二日までに確認された加入済み業者は1000社以上に上っており、指導書が届いた加入済み業者から国交省に電話が殺到。加入義務がある3保険（健康、厚生年金、雇用）のうち、特に健康、厚生年金両保険の加入済み業者からの問い合わせが多かった。

国交省は、誤って指導書を送付した加入済み業者に対し、これを無効として破棄を依頼した。